

令和2年第3回府中町議会定例会

会議録(第1号)

1. 開会年月日 令和2年6月26日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 令和2年6月26日(金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(15名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 中村武弘君  | 副議長 | 力山彰君   |
| 1番  | 岩竹博明君  | 2番  | 木田圭司君  |
| 3番  | 橋井肇君   | 4番  | 梶川三樹夫君 |
| 6番  | 山口晃司君  | 7番  | 二見伸吾君  |
| 8番  | 上原貢君   | 9番  | 益田芳子君  |
| 10番 | 児玉利典君  | 11番 | 林  拡君  |
| 12番 | 西  友幸君 | 13番 | 中村  勤君 |
| 14番 | 西山  優君 |     |        |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員(1名)

5番 繁政秀子君

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 常任委員会委員長報告
  - (3) 議会運営委員会委員長報告
  - (4) 議会報特別委員会委員長報告
  - (5) 監査委員報告
  - (6) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

- 4 町長就任挨拶
- 5 町長報告
  - ・ 行政報告
  - ・ 報告第16号 予算の繰越明許の報告について（一般会計）
  - ・ 報告第17号 予算の事故繰越しの報告について（一般会計）
  - ・ 報告第18号 府中町土地開発公社の経営状況について
- 6 第28号議案 令和2年度府中町一般会計補正予算（第3号）
- 7 第29号議案 令和2年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 第30号議案 府中町特別職の職員で常勤のものゝ給料の額の特例に関する条例の制定について
- 9 第31号議案 府中町税条例及び府中町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 10 第32号議案 府中町都市計画税条例及び府中町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 11 第33号議案 府中町手数料条例の一部改正について
- 12 第34号議案 府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 13 第35号議案 府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 14 第36号議案 府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について
- 15 第37号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について
- 16 第38号議案 府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について
- 17 第39号議案 府中町介護保険条例の一部改正について
- 18 第40号議案 府中町介護保険条例及び府中町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 19 第41号議案 工事請負契約の締結について
- 20 第42号議案 工事請負契約の締結について
- 21 第43号議案 製造請負契約の締結について
- 22 第44号議案 財産の取得について

7. 説明のため会議に出席した者

|    |     |      |     |    |    |    |    |   |
|----|-----|------|-----|----|----|----|----|---|
| 町  | 長   | 佐藤   | 信治  | 君  |    |    |    |   |
| 副町 | 長   | 末平   | 顕雄  | 君  |    |    |    |   |
| 教  | 育   | 長    | 高杉  | 良知 | 君  |    |    |   |
| 総務 | 企画  | 部    | 長   | 増田 | 康洋 | 君  |    |   |
| 財  | 務   | 部    | 長   | 胡子 | 幸穂 | 君  |    |   |
| 福祉 | 保健  | 部    | 長   | 山西 | 仁子 | 君  |    |   |
| 町民 | 生活  | 部    | 長   | 金光 | 一隆 | 君  |    |   |
| 建  | 設   | 部    | 長   | 井上 | 貴文 | 君  |    |   |
| 消  | 防   | 長    | 脇本  | 哲也 | 君  |    |    |   |
| 教  | 育   | 部    | 長   | 榎並 | 隆浩 | 君  |    |   |
| 総務 | 企画  | 部次長  | 兼政策 | 企画 | 課長 | 谷口 | 充寿 | 君 |
| 総務 | 企画  | 部次長  | 兼総務 | 課長 | 森本 | 雅生 | 君  |   |
| 建設 | 部次長 | 兼建築  | 課長  | 川口 | 正幸 | 君  |    |   |
| 教  | 育   | 次    | 長   | 長西 | 弘子 | 君  |    |   |
| 危機 | 管理  | 課    | 長   | 砂崎 | 勇介 | 君  |    |   |
| 財  | 政   | 課    | 長   | 中本 | 孝弘 | 君  |    |   |
| 子育 | て支  | 援    | 課   | 長  | 金本 | 智巳 | 君  |   |
| 保  | 険   | 年    | 金   | 課  | 長  | 平岡 | 直美 | 君 |
| 住  | 民   | 課    | 長   | 三上 | 富雄 | 君  |    |   |
| 環  | 境   | 課    | 長   | 宍田 | 貴  | 君  |    |   |
| 総務 | 課長  | (消防) | 橋本  | 臣彦 | 君  |    |    |   |
| 警  | 防   | 課    | 長   | 木原 | 康太 | 君  |    |   |
| 学  | 校   | 教    | 育   | 課  | 長  | 土井 | 賢二 | 君 |
| 社  | 会   | 教    | 育   | 課  | 長  | 山本 | 進一 | 君 |

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

## 9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村武弘君) それでは改めて皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和2年第3回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(中村武弘君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、1番岩竹議員、2番木田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から6月30日までの5日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

3月定例会以降は、3月27日に広島県町議会議長会の役員会に出席し、新型コロナウイルス感染症に関する対応を協議し、4月の定例議長会、事務局長定例研究会、

5月に東京で行われる議長研修会の中止を決定しました。

なお、4月8日に同じく議長会役員会が開催され、池田秀文事務局長の退職及び後任の事務局長として、元、坂町職員の縫部逸都さんの就任が決まりました。

以上で議長報告終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、西山委員長、お願いいたします。

○14番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

3月定例議会以降、4月20日に委員会を、6月15日に委員会と協議会を開催しております。

4月20日の委員会では、学校教育に関する事務調査として、例年どおり年度当初の児童・生徒数の報告と、第2次府中町教育振興基本計画の報告を受けました。また、社会教育に関する事務調査として、歴史民俗資料館展示計画についての説明がありました。教育振興基本計画と歴史民俗資料館展示計画については、議員の皆様へも配付をしております。

続いて、6月15日の委員会では、閉会中の事務調査の申出により、府中緑ヶ丘中学校自死事件に関する経緯についてということで、事件に関して町教育委員会が行った対応等について説明を受けております。

協議会につきましては、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 厚生委員会、橋井委員長、お願いいたします。

○3番（橋井 肇君） おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

令和2年3月定例会以降、4月21日に委員会を、6月16日に委員会及び協議会を開催しております。

4月21日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、第2期府中町子ども・子育て支援事業計画についての報告を受けております。また、生活環境に関する事務調査として、下水道事業会計分の令和2年度主要工事執行計画及び工事請負変更契約の締結の報告の説明を受けております。

また、6月16日の委員会では、工事請負契約の締結の報告について説明を受けま

した。そのほか、6月定例会前ということで、協議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 建設委員会、上原委員長、お願いいたします。

○8番（上原 貢君） おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、4月22日に委員会、6月17日に委員会並びに協議会を開催しております。

4月22日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、令和2年度主要工事執行計画について、工事請負契約の締結の報告について1件、それから工事請負変更契約の締結の報告について6件の報告を受けました。

6月17日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、それと長いですが、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、工事請負契約の締結の報告について3件の報告を受けました。

また、6月定例会前であるため協議会に切り替え、6月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 議会運営委員会、二見委員長、お願いいたします。

○7番（二見伸吾君） おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降は、4月3日、4月30日、6月4日と、一昨日の6月24日の4回、議会運営委員会を開催しております。

4月3日の委員会においては、今年度の行政視察に関する申合せと、令和元年度下水道事業会計の決算について協議をしております。これらにつきましては、4月14日の全員協議会において委員会からの案をお示しし、決定を頂きましたので、皆さん御承知のことと存じます。

また、4月30日の委員会においては、5月12日開催の臨時議会へ議員提出議案の意見書を提出するためと、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言下におけ

る議会運営についてということで、通常と異なる議会運営をどのように進めるかの2点を協議いたしました。いずれも臨時議会の際にお配りしましたので、こちらも皆さん御存じだと思います。

本定例会におきましても、臨時議会に引き続き新型コロナウイルス対策の中の議会運営となりますので、御理解と御協力をお願いをいたします。

6月4日の委員会においては、議員報酬の減額条例案と、常任委員会行政視察の旅費について協議を行っております。議員報酬につきましては、去る11日に全員協議会で御審議いただきましたので省略させていただきます。また、行政視察の旅費につきましては、4月14日に全員協議会で行わないことを申し合わせました9月までの1泊2日の旅費1回分について、予算から減額することについて了承をしております。

6月24日の委員会においては、今定例会の運営についてということで、3月定例会以降に受理された陳情等の報告を受け、会期及び議員提出議案について協議を行いました。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 議会報特別委員会、岩竹委員長、お願いいたします。

○1番（岩竹博明君） おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、議会報特別委員会は、3月16日の定例会閉会后、3月26日、4月10日及び昨日6月25日の4回開催しております。

3月16日の委員会では、議会だより第157号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

3月26日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、4月10日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行いました。

また、昨日6月25日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第158号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 次に、監査委員報告をお願いいたします。

益田監査委員。

○9番（益田芳子君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員報告をさせ

ていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和2年2月分を3月19日に、3月分を4月21日に、4月分を5月21日に、代表監査委員土井精二並びに監査委員益田芳子の両名で実施をいたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

また、下水道事業企業会計に関しましては、合計残高試算表、日計表、下水道使用料等出納状況一覧表、仕訳日記帳、総勘定元帳の内容も確認をしております。

以上で監査報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いいたします。

児玉議員。

○10番（児玉利典君） 皆さん、おはようございます。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告を行います。

令和2年3月定例会以降は、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されておられませんので、報告事項はございません。

以上でございます。以上で報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第4に入る前に、しばらく休憩いたします。9時55分から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9時47分）

（再開 午前 9時55分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第4、町長就任挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆さん、おはようございます。本日は、本定例会におきまして、私にとりまして2期目となります町政運営につきまして所信の一端を申し述べる機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。冒頭、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

このたびの府中町長選挙におきまして、町民の皆様の御信任を頂き、2期目の府中町政を担わせていただくことになりました。町民の皆様の期待の大きさを痛感するとともに、その使命、責任の重さに改めて身の引き締まる思いであります。町民の皆様、

町議会の皆様と共に、住みよいまちづくりのため全身全霊を傾けて町政運営に取り組んでまいり所存でございます。どうか、御指導、御鞭撻のほど心からお願いを申し上げます。

それでは、私の2期目の府中町政の方向について、申し述べます。

今年度、2020年度、令和2年度は、府中町のまちづくりの最も上位計画であるところの第4次総合計画の後期計画、そして第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する年度であります。これらの計画、戦略では、これまでの府中町が積み重ねてきた施策を土台として、私の1期4年の間に新たに直面した課題にも果敢にチャレンジをし、府中町政を前に進めてまいりたい、そのように思っております。

新たな課題は、1つとしては、平成30年7月豪雨災害を踏まえた防災、減災、国土強靱化の推進であります。緊急に行うべき事業、少し時間を要するが着実に進めていかなければならない事業、災害に強いまちづくりをハード、ソフト両面において、そして町民の皆様と一緒に取り組むことが必要でございます。

加えて、今まさに直面している新型コロナウイルスに対する取組、緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの脅威が去ったわけではなく、今後の一定期間、それも短くはない期間になりそうではありますが、ウイルスの脅威と隣り合わせの生活を余儀なくされるのであります。感染拡大の第2波、第3波の到来も言われておりますが、到来させない、仮に到来してもその波が小さなものになるよう準備することが肝要であります。三密を回避するなどの新しい生活様式、新しい行動様式への転換、新しい仕事の仕方への変革に迫られているのだと思います。新型コロナウイルスが収束した暁には、日本あるいは世界はこうした新しい諸様式の社会が到来しているようにも思えます。こうした新しい社会に対応している府中町行政であるように努めてまいります。

また、新型コロナウイルスのために生活や事業が困難に直面している住民の皆様、事業者の皆様への支援、町行政は町民の皆様にしっかりと寄り添った施策が求められています。支援は第一義的には国の責務であろうかと思いますが、私ども基礎的自治体が地域の実情に応じた、的確でタイムリーな支援策を展開することが必要で重要であります。5月の臨時会で1次補正を行い、今定例会にも支援策を盛り込んだ補正予算を提案させていただいております。これからも必要に応じて第3弾、第4弾の支援策を進めることになろうかと思いますが、しっかり取り組んでまいります。

さて、こうした新しい課題に取り組む一方、これまで積み上げてきた施策を、まちづくりを進展させる、さらに磨きをかけることが重要であります。1期目において町民の皆様にお約束をした3つの宣言、1つ目の「広島都市圏で一番子育てしやすいまち」では、今日まで子育ての個々のサービスの充実を図ってまいりましたが、こうした子育てサービスに妊娠、出産、育児、子育ての各段階を切れ目なくつないでサポートする相談体制、「ネウボラふちゅう」の推進や、子どもの様々なリスクに対し、必要なタイミングで必要な支援を行う、予防的支援を行う仕組みの構築に取り組んでいるところでございます。これからも、個々の子育てサービスを高い水準で保ちながら、こうした先駆的事業にもチャレンジをし、成果を上げる、このことが広島都市圏で一番子育てしやすいまちづくりであり、総合戦略で実現を目指している「子育て世代が居住を選択するまち」であろうと考えております。

2つ目の宣言、志を育む教育では、幾つかの課題を抱えながらも、この間、学校環境の整備を進めるとともに、町教委、学校においてグローバル教育の推進、学校運営改善事業を進め、英検3級取得率、不登校児童生徒数の減少などで確かな成果を上げてきたものと認識をしております。加えてGIGAスクール構想の実現、国の補正予算に合わせて、町においても昨年度の補正予算、そして本定例会においても補正予算案を提案させていただいておりますが、国の施策の進捗に遅れることなく進め、志を育む教育のまちを実現してまいりたい、そのように考えております。

バランスの取れた行政運営では、私の宣言の3つ目ではありますが、そもそも市町村は、基礎的自治体として地域における行政を総合的に実施する役割を広く担うものでありまして、多様で、幅広い住民ニーズに応える行政サービスを展開しなければなりません。よって、バランスの取れた行政は、まさに地方行政の基本でありまして、様々な行政課題に対してバランスのある行政運営をしっかりと推進する中で、地域の特性に応じた特色や重点化、独自性のある施策を展開することによって、当該市町村の魅力向上させることが肝要であります。私の宣言で言えば、バランスの取れた行政運営が町行政の基盤でありまして、子育てと志の教育がその特色であり重点化であるという位置づけをしておるところであります。

まちの骨格を形成する都市基盤整備、区画整理、公共下水道、補助街路、生活道路の整備・改善、公共施設の維持保全など、そして急速に進展する高齢社会にあって、高齢者に対する施策は質、量ともに充実させなければなりません。住み慣れた地域で

の生活を支える医療と介護、健康づくり、社会参加の促進、地域での高齢者を見守る体制の構築など、様々な施策を準備をし、展開してまいります。

また、今年度進めております府中公民館等改築事業、揚倉山健康運動公園上段グラウンド人工芝化、つばきバスの運用見直しとデマンド型交通の試験運行開始などを進めるとともに、総合計画、総合戦略の策定で府中町の将来を見据えたまちづくりを示し、しっかりと取り組みたいと思います。

宣言のプラスワン、笑顔の役場創出は、現在今はマスク着用で笑顔も分かりにくいわけですが、しっかりと笑顔、そして執務室の整理整頓、職員一体となって結束して取り組んでまいります。

以上、これからの府中町政につきまして一端を申し述べましたが、一方で、今日の新型コロナウイルスの感染拡大は、今日の経済社会に甚大な影響を与えており、とりわけ経済活動の停滞は町の財政にも深刻な影響を及ぼすこと必至であります。町の基幹産業の動向を含めて、ここ数年間は、府中町にとりまして、まさに正念場の局面であると言って過言ではないというふうに思っております。必要な施策を展開し、これを支える財政、基盤をしっかりと維持し、バランスをもって進めていく、大変難しい行政運営、取組であります。同時にやりがいのある仕事であるとも思っております。

町民の皆様、町議会の皆様のお力をお借りしながら、職員一丸となって、力を合わせて町民の皆様を応援する、応援できるまちづくりを目指し、府中町長として全力で町政運営に取り組んでまいります。町民の皆様、町議会の皆様の御理解と御支援を賜りますことをお願いを申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（中村武弘君）　ありがとうございました。

以上で日程第4、町長就任挨拶を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君）　日程第5、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　町長報告、行政報告でございます。

例年、御報告いたしておるところでございますが、今年も5月31日に出納閉鎖と

なりましたので、令和元年度歳入歳出決算の見込みについて御報告をいたします。

まず、一般会計の歳入ですが、町税では予算現額に対し、たばこ税が1,200万円、法人町民税が900万円下回りましたが、個人町民税が1,700万円、固定資産税が900万円上回り、町税全体では予算現額を900万円上回る73億8,800万円となりました。なお、3月議会で法人町民税を1億1,800万円の減額補正を行っておりますので、当初予算額に対しましては、1億900万円下回るということでございます。前年度の平成30年度決算額と比較しますと、町税全体では1億6,700万円の減収、要因は法人町民税がマイナス2億6,900万円と大きく減収したものでございます。

また、それに加えまして、これ歳入ではありませんけれども、法人税の過誤納還付金として9月補正で1億5,200万円を計上して支出をしております。これらの減収等に対しまして、当初予算から1億2,700万円を増額した減収補填債2億4,400万円の借入れと、財政調整積立基金8,000万円の取崩しを行いまして、財源不足に対処、対応いたしております。

なお、減収補填債は、これまでも御説明してまいりましたように、住民税法人税割が大幅に落ち込んだ場合、その財源不足を補填するために借入れが認められる地方債でございます。借入額の75%が償還時に交付税措置されるというものでございます。

歳入総額では、翌年度への繰越財源を除き、予算額に対し、94.1%の収入率となりました。

歳出では、予算に計上したまちづくりの取組を着実に実施をし、適正に事業を執行した結果、翌年度への繰越額を除いた歳出総額では、予算額に対し、94%の執行率となりました。

この結果、令和元年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額177億7,300万円、歳出総額177億2,800万円で翌年度へ繰り越すべき財源3,800万円を除き、700万円の剰余金が生じるというふうに見込んでおります。

財政調整積立基金につきましては、先ほど申し上げましたように8,000万円を取り崩しましたので、基金現在高は13億600万円となります。前年度末に比較して、6,700万円へ減少しております。

また、各特別会計及び下水道事業会計におきましても、適正な予算執行を行い、赤字決算はございませんでした。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第16号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）をお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第16号 令和2年6月26日提出。

予算の繰越明許の報告について（一般会計）

令和元年度府中町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明につきましては、財務部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第16号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）を補足して説明します。

本報告は、12月補正及び3月補正において、繰越明許費として議決を頂いた事業について、今年度に入り翌年度繰越額が確定したので、その内容を報告するものです。裏面を御覧ください。

令和元年度一般会計予算繰越計算書です。合計で8事業あり、翌年度繰越額の総額は、4億8,733万1,896円です。

それでは、事業ごとに御説明します。

款 商工費、項 商工費、プレミアム付商品券事業運営事業は、2,825万3,823円の繰越しです。

事業完了を商品券の換金期間も含めて令和2年3月末として当初予定をしておりましたが、他市町の動向も踏まえて使用期限を3月末までとし、商品券の換金を4月末までとしたため、繰越しを行ったものです。

対象者のうち非課税者利用率は51.1%でした。また、子育て、転入者を含めた引換券交付人数は4,835人、販売冊数は1万8,168冊でした。本事業は令和

2年4月30日に完了しています。

款 土木費、項 都市計画費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、8,443万7,900円の繰越しです。

内訳は、街区整備工事が7,700万円、物件移転費等補償費が743万7,900円です。

街区整備工事においては、広島市との行政界に係る既設雨水管撤去に伴う地下埋設物等の移設工事の調整に期間を要したこと、また、物件移転費等補償費においては、相手方の移転先選定及び解体工事着手において、権利者と関係機関との協議に期間を要したことにより、年度内に事業の完了が見込めないため繰越しを行ったものです。

街区整備工事については、令和2年8月末完了見込みです。物件移転等補償費については協議が終了し、4月22日に完了しています。

続いて、県施行街路事業負担金事業は、1,066万7,000円の繰越しです。

県が施行する青崎池尻線の事業負担金について、用地交渉が難航し完了しなかったことにより、県の事業が繰り越すことから、当該事業の町負担金においても繰越しを行ったものです。事業完了見込みは令和3年3月末となります。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は、1億5,894万7,905円の繰越しです。

立体交差事業の府中から海田間の事業認可について、当初、4月の事業認可を見込んでいましたが、関係機関との協議に時間を要し、10月に認可されたため年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは令和3年3月末となります。

続いて、公園改修等事業は、500万円の繰越しです。

清水ヶ丘第1児童遊園中央階段封鎖工事について、広島市水道局による清水ヶ丘調整池の復旧完了後に施行することとしていましたが、広島市水道局の復旧工事が令和2年1月の完了となったため、年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。なお、令和2年6月に事業は完了しています。

款 教育費、項 教育総務費、学校ICT環境整備事業は、9,167万6,000円の繰越しです。

国の進めるGIGAスクール構想の実現に基づき、校内通信ネットワークの整備を図るため、国庫補助事業として3月補正で予算措置しましたが、年度内に事業の完了

が見込めず、繰越しを行ったものです。

整備内容は、町内小中学校のLANを高速大容量に対応するものとし、各教室に無線アクセスポイントと電源キャビネットを整備するものです。事業完了見込みは令和3年3月末となります。

款 災害復旧費、項 農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業は、5,612万円の繰越しです。

内訳は、呉娑々宇林道災害復旧工事（1号箇所・2号箇所）が5,028万2,800円、長尾林道災害復旧工事が583万7,200円です。

林野庁及び財務局との設計変更協議に時間を要したこと、及び林道復旧工事を円滑に進めるために複数の工事が競合しないよう他の箇所を優先して工事を行ったために年度内に事業の完了が見込めず、繰越しを行ったものです。事業完了見込みは令和3年3月末となります。

項 土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業は、5,222万9,268円の繰越しです。

内訳は、土木施設災害本復旧工事（榎川護岸及び御衣尾橋復旧工事）が4,994万2,000円、地下埋設物移設等補償費が228万7,268円です。

いずれも、水道管が支障となっており、広島市水道局による水道管の移設に時間を要し年度内に事業の完了が見込めないため、繰越しを行ったものです。町施行事業については7月末に完了見込みです。左岸側の県施行部分については、まだ時間がかかる見込みとのことです。

各事業とも財源内訳は記載のとおりです。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告17号、予算の事故繰越しの報告について（一般会計）をお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第17号 令和2年6月26日提出。

予算の事故繰越しの報告について（一般会計）

令和元年度府中町一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

報告第17号、予算の事故繰越しの報告について（一般会計）を補足して説明します。

本報告は、年度内に着手し、かつ完了を予定していましたが、その後不測の理由により完了できなかった事業について、その内容を報告するものです。

裏面の令和元年度事故繰越し繰越計算書を御覧ください。

合計で2事業あり、翌年度繰越額の総額は、270万9,940円です。

それでは、事業ごとに御説明します。

款 民生費、項 児童福祉費、保育所一般事務事業は、100万4,940円の繰越しです。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、町内の保育施設にマスク及び消毒液を配布するため、国の保育対策等促進事業補助金を活用し、マスク50枚入りを84箱及び消毒液を525リットル発注をいたしました。深刻な品薄状況により、納品に不測の時間を要したため、事故繰越しとなったものです。

なお、マスク84箱については、既に納品済みです。消毒液は369リットル分が納品済みです。残りについても7月中には納品の見込みとなっております。

款 消防費、項 消防費、災害対策事業は、170万5,000円の繰越しです。

総合防災マップ作成業務委託において、受託事業者が、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、密な状態を避ける必要があり、特に印刷物の紙折り作業工程において不測の時間を要したため、事故繰越しとなったものです。

なお、本委託事業の成果物である総合防災マップは令和2年4月15日に納入され、事業は完了しています。

各事業とも財源内訳は記載のとおりです。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

児玉議員。

○10番（児玉利典君） 10番児玉でございます。

先ほどの児童福祉費のほうで保育所の消毒液が足りないという状況なんでしょうけども、各小学校とか中学校からも消毒液が足りないというふうな状況を聞いとるんですが、この辺はどのようなふうになっとるかというのは把握されてますか。

○議長（中村武弘君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

学校のほうにですね、そういった消毒液とか足りない場合においては、教育委員会の方に話が入っております。それで、その分については、今あるやつと、それがなくなったらまた次のやつということで、なかなか納入には時間がかかるようですので、前もって、前もって発注をかけて対応しているところです。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

続いて、報告第18号、府中町土地開発公社の経営状況についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第18号 令和2年6月26日提出。

府中町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、府中町土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、総務企画部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。

報告第18号、府中町土地開発公社の経営状況についてに関し、補足して説明いたします。

府中町土地開発公社では、令和2年度予算に関し、令和2年3月24日に、また令和元年度決算に関し、令和2年5月25日に、それぞれ理事会を開催し、承認を受けておられます。

それではまず、令和元年度決算から御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

令和元年度に行った事業の概況が記載されております。

1、総括の（1）公有地取得事業において、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する公共施設用地として1件、面積92.11平方メートル、金額1,630万円により取得しています。

（2）当年度末公有地保有状況は、面積3631.99平方メートル、金額8億4,897万9,954円となっています。

3ページをお願いします。貸借対照表です。

まず、資産の部です。

1、流動資産の（1）現金及び預金は3,008万4,282円となっています。

（3）公有用地は、先ほど御説明させていただきました8億4,897万9,954円となっています。

流動資産合計は8億7,906万4,236円となっています。

2、固定資産です。

（2）無形固定資産のソフトウェア89万1,000円は、平成30年度に購入した公社財務システムの減価償却後の残存価格で、無形固定資産合計も同額となっています。

（3）投資その他の資産の長期性預金500万円は、基本財産としての町からの出資金で、投資その他の資産合計も同額となっています。

固定資産合計は589万1,000円で、先ほどの流動資産と合わせた資産合計は8億8,495万5,236円となっています。

次に、負債の部です。

2、固定負債の(1)長期借入金は、金融機関からの借入金残高で7億2,324万1,446円となっており、固定負債合計、また負債合計も同額となっています。

次に、資本の部です。

1、資本金の(1)基本財産500万円は、町からの出資金で、先ほどの資産の部、2、固定資産の(3)投資その他の資産における長期性預金と同額となっています。

2、準備金の(1)前期繰越準備金は、平成30年度から繰り越した金額を計上しており、1億5,702万7,977円となっています。(2)当期純損失は、当期の損益計算上の損失を計上したもので、31万4,187円となっています。

準備金合計は1億5,671万3,790円で、先ほどの資本金と合わせた資本合計は1億6,171万3,790円となっています。負債の部と資本の部を合わせた負債資本合計は8億8,495万5,236円で、資産の部合計額と一致するものです。

続きまして、4ページ、5ページは財産目録ですが、3ページ、貸借対照表の内訳を記載したものでございます。説明は省略をいたします。

6ページをお願いします。損益計算書です。

当書類は、先ほど3ページ、貸借対照表の資本の部、2、準備金の(2)当期純損失31万4,187円の内訳を示すものとなっております。

3、販売費及び一般管理費は、役員報酬や減価償却費などを計上したもので、(1)販売費及び一般管理費31万7,250円となっており、事業損失も同額となっています。

4、事業外収益は、預金利子を計上したもので、(1)受取利息3,063円となっています。先ほどの事業損失との差引きを行った額31万4,187円を経常損失として計上しており、同額が当期純損失となっているものです。

7ページから12ページは、ただいま御説明をさせていただいた決算に係る附属明細書となっております。参考にさせていただければと思います。

それでは、続きまして、令和2年度予算について御説明をいたします。

13ページから令和2年度の予算書となっております。

14ページをお願いします。

第2条が事業計画ですが、公有地取得事業、公有地売却事業ともに予定はございません。

15ページをお願いします。

第3条は収益的収入及び支出です。事務的な経費などを計上しております。

16ページをお願いします。

第4条は資本的収入及び支出です。長期借入れに係る経費や、借入れを償還する経費などを計上しております。

17ページをお願いします。

第5条は長期借入金に係る目的や限度額などを記載しております。

18ページをお願いします。

第6条は資金計画です。

第3条、第4条に計上した金額などを受入れ・支払い別に計上しております。受入資金が1億7,575万8,000円、支払資金が1億5,839万4,000円、差引き1,736万4,000円となっております。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第6、第28号議案、令和2年度府中町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第28号議案 令和2年6月26日提出。

令和2年度府中町一般会計補正予算（第3号）

令和2年度府中町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,920万1,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億1,875万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第28号議案、令和2年度府中町一般会計補正予算（第3号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

7ページをお願いします。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、子ども・子育て支援交付金は、歳出、教育費に補正計上しています放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業の特定財源で、222万4,000円の増額補正です。負担率は10分の10です。

項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、母子家庭等対策総合支援事業補助金は、歳出、民生費に補正計上しています、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業及び職員給与費事業（母子福祉費）の特定財源で、4,765万8,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

続いて、保育所等整備交付金は、歳出、民生費に補正計上しています保育所等創設助成事業の特定財源で、207万1,000円の増額補正です。補助率は3分の2、一部2分の1です。

続いて、保育対策総合支援事業費補助金は、歳出、民生費に補正計上しています保育対策等促進事業の特定財源で、648万5,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

目 教育費国庫補助金、節 小学校費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金は、

歳出、教育費に補正計上しています小学校就学援助奨励事業のうちの特別支援教育就学奨励費分20万3,000円に対する特定財源で、10万1,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

続いて、公立学校情報機器整備費補助金は、歳出、教育費の小学校費に補正計上しています学校ICT環境整備事業の特定財源で、9,662万5,000円の増額補正です。小学校の児童全員分のタブレット端末を整備するに当たり、児童数のおおむね3分の2に当たる2,113台について、1台当たり4万5,000円が補助されるものです。障害を持つ児童のための視線入力装置の金額を加えて計上しています。

節 中学校費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金は、歳出、教育費に補正計上しています中学校就学援助奨励事業のうちの特別支援教育就学奨励費分5万3,000円に対する特定財源で、2万6,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

続いて、公立学校情報機器整備費補助金は、歳出、教育費の中学校費に補正計上しています学校ICT環境整備事業の特定財源で、3,568万5,000円の増額補正です。中学校の生徒全員分のタブレット端末を整備するに当たり、生徒数のおおむね3分の2に当たる793台について、1台当たり4万5,000円が補助されるものです。

節 教育総務費補助金、学校臨時休業対策費補助金は、歳出、教育費に補正計上しています教育一般事務事業、学校臨時休業対策費補助金の一部に充当される特定財源で、370万5,000円です。補助率は4分の3です。

款 県支出金、項 県補助金、目 教育費県補助金、節 小学校費補助金の教育支援体制整備事業費補助金は、歳出、教育費に補正計上しています小学校管理運営事業及び小学校維持管理事業のうちの施設修繕料に充当される特定財源で、418万9,000円の増額補正です。

続いて、節 教育総務費補助金、教育支援体制整備事業費補助金は、歳出、教育費に補正計上しています学校運営改善推進事業の特定財源で、599万7,000円の増額補正です。

続いて、節 中学校費補助金、教育支援体制整備事業補助金は、歳出、教育費に補正計上しています中学校管理運営事業及び中学校維持管理事業のうちの施設修繕料に充当される特定財源で、144万3,000円の増額補正です。いずれも補助率は

10分の10です。

8ページです。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、1億4,802万7,000円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、各種保険金は、歳出、教育費に補正計上してきます教育一般事務事業のうちの弁護士謝礼の特定財源で396万5,000円の増額補正です。

令和2年3月25日に和解が成立した府中緑ヶ丘中学校生徒の自死に係る損害賠償請求事件に係り、支出した弁護士謝礼に対し、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険から全額保険金が支払われるものです。

続いて、宝くじコミュニティ助成金は500万円の増額補正です。この助成金は、宝くじの社会貢献・広報事業として活力ある地域づくりなどに対し、一般財団法人自治総合センターから交付されるもので、助成率は10分の10です。歳出、総務費及び消防費に所要の事業費を増額計上しています。

款 町債、項 町債、目 民生債、保育所等創設助成事業債は、歳出、民生費に補正計上してきます保育所等創設助成事業の特定財源で、20万円の増額補正です。起債充当率は80%です。

目 消防債、防災事業債は、歳出、消防費に補正計上してきます防災事業の特定財源で、300万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

目 災害復旧債、林業施設災害復旧事業債は、歳出、災害復旧費の林業施設災害復旧事業の特定財源で、280万円の増額補正です。平成30年7月豪雨に係る災害復旧事業である呉娑々宇林道災害復旧工事のうち、国庫補助の査定外となった工事については、単独の災害復旧事業として、一般単独災害復旧事業債（過年度分）を充当することとし、令和2年度当初予算に計上していましたが、そのうちの一部について、林道防災事業として緊急自然災害防止対策事業の対象となり、より有利である緊急自然災害防止対策事業債の借入れが可能になりました。起債充当率が65%から100%となったため、起債額を増額し、財源振替を行うものです。歳出予算の増減はありません。

9ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、地域コミュニティ活動支援事業は、地域活動促進事業補助金 370 万円の増額補正です。町内会に対して、地域活動に必要な備品を購入する経費として補助金を交付するものです。

内訳です。清水ヶ丘町内会さんに対し 220 万円、青崎東サンヒルズ町内会さんに対して 150 万円を補助します。いずれも、町内会集会所で使用する会議用机や椅子等、集会所の備品を更新するための費用で、宝くじコミュニティ助成金が全額充当されます。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の補正に伴い、必要な一般財源を繰り出すもので、140 万 6,000 円の増額補正です。

続いて、学びの継続支援事業は、445 万 5,000 円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、世帯収入やアルバイト収入が激減し、修学の継続が困難になっている学生等を支援する事業で、町の独自施策として実施するものです。

対象者は、国内の大学・大学院、短期大学、高等専門学校の前 4 学年以降及び専門学校の前 2 学年の学生で、日本学生支援機構から学生支援緊急給付金の交付を受けた方で、本人または保護者が府中町内に住所を有している方です。給付額は 1 人当たり 3 万円です。支給に必要な事務経費を併せて計上しています。

10 ページです。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費、保育所等創設助成事業は、234 万 2,000 円の増額補正です。令和 2 年 6 月 1 日に開園した、こんごうさくら保育園の施設整備補助金です。

令和元年度予算で工事の進捗率に基づき 6 割を交付し、残りの 4 割分について令和 2 年度当初予算に計上していましたが、国の保育所等施設整備交付金の補助基準額が、4 月 1 日付で引き上げられたため、差額分について増額補正するものです。特定財源として、保育所等整備交付金及び保育所等創設助成事業債が充当されます。

目 母子福祉費、職員給与費事業（母子福祉費）は、8 万 2,000 円の増額補正です。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に従事する職員の時間外勤務手当で、40 時間程度を見込んでいます。特定財源として、母子家庭等対策総合支援事業補助金が全額充当されます。

続いて、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業は、4,757万6,000円の増額補正です。この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひとり親世帯に大きな困難が生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給する事業で、国の第2次補正予算に計上されています。

実施主体は市町村で、実施に要する経費については、国の10分の10補助となります。

支給対象者は、ひとり親世帯で、令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方、公的年金給付等を受けていることで児童扶養手当を受給していない方及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準にまで下がった方です。

給付額は1世帯当たり5万円で、第2子以降は1人につき3万円となります。加えて、収入が大きく減少した世帯には1世帯当たり5万円を給付します。

支給方法です。既に町で把握している児童扶養手当受給世帯には、町から通知を行い、登録口座に振り込みます。公的年金等の給付があるため児童扶養手当を受給していない方や、収入が大きく減少した方については、申請が必要となりますが、広報誌やホームページなどで周知を行う予定です。

給付費の算出は、児童扶養手当の受給状況等から見込み、総額で4,433万円としています。また、事務費として、給付に必要なコンピュータシステムの改修を行うひとり親世帯臨時特別給付システム改修委託料をはじめ、通信運搬費や封入作業等事務に従事する会計年度任用職員（事務員）の報酬などを合わせて計上しています。全額、母子家庭等対策総合支援事業補助金が充当されます。

目 保育所費、保育対策等促進事業は、648万5,000円の増額補正です。この事業は、国の保育対策総合支援事業の保育環境改善事業として、認可保育所等が新型コロナウイルス感染症対策のために行う事業に補助を行うもので、町内の保育所等15の対象施設に対し、マスクや消毒薬等の購入費用を補助します。1施設当たり50万円が上限額となっておりますが、令和元年度予算で実施分の101万5,000円を差し引いた648万5,000円を計上しています。特定財源として、保育対策総合支援事業費補助金が全額充当されます。

11ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 母子保健費、妊婦特別定額給付金給付事業は、

2, 013万2, 000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症が、社会に様々な影響を及ぼしている中、不安を抱えながら生活している妊婦の方々が、安心して出産できるよう、町の独自施策として妊婦特別定額給付金を給付します。

給付額は、妊婦の方お1人当たり5万円であります。

給付の対象者ですが、条件が3つございます。

1つ目は、令和2年4月28日から12月31日までの間に出産された方、または出産予定の妊婦の方であること。

2つ目は、4月28日に府中町の住民基本台帳に記載されており、給付金の申請日においても引き続き本町に居住している方であること。

3つ目は、令和2年7月31日までに妊娠届出書を提出している方であること。

この3つの条件、全てに該当する方が、給付の対象者となります。給付対象者で、既に妊娠届出書を提出している方については、町から案内を送付し、これから妊娠届出書を出される方については、提出の際に御案内をいたします。また広報等で周知を行います。

補正予算計上額は、妊婦特別定額給付金として400人相当分の2, 000万円ほか、給付に必要な事務経費を含めて計上しています。

12ページです。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、常備消防活動事業は、業務用備品60万円の増額補正です。女性防火クラブ育成のため、防火用訓練資機材として新たに軽量で設置が容易な煙体験テント及び煙発生装置を購入し、煙中体験をすることにより防火意識を高めるものです。宝くじコミュニティ助成金が全額充当されます。

目 災害対策費、防災事業は、492万2, 000円の増額補正です。このうち、消耗品費121万2, 000円は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策用の物品で、密を避けるために間仕切りを行う段ボールハウスや、手指用消毒液などを購入する費用です。

次の避難行動支援システムネットワーク構築業務委託料301万円は、令和元年度に整備した避難行動支援システムについて、避難所においてもオンラインで運用できるようネットワーク回線の整備を行うもので、今回計上分は、府中中学校及び府中緑ヶ丘中学校分となります。これにより町内の避難所10か所がオンラインでつながることになります。特定財源として、防災事業債300万円が充当されます。

次の自主防災会防災用品整備事業助成金70万円は、青崎東町内会さんに、発電機、テント、スタンドライト等の防災資機材を購入する費用を助成するものです。宝くじコミュニティ助成金が全額充当されます。

13ページです。

款 教育費、項 教育総務費、目 事務局費、教育一般事務事業は、1,097万5,000円の増額補正です。このうち、弁護士謝礼396万5,000円は、府中緑ヶ丘中学校生徒の自死に係る損害賠償請求事件についての弁護士謝礼で、全国町村会総合賠償補償保険が全額充当されます。

次の学校臨時休業対策費補助金701万円は、新型コロナウイルス感染拡大による臨時一斉休業により、学校給食が中止となったことを受けて、食材を納入する学校給食事業者等に対し、補助金を支払うものです。特定財源として、学校臨時休業対策費補助金が充当されます。

続いて、学校運営改善推進事業は、会計年度任用職員（非常勤講師）599万7,000円の増額補正です。学校の臨時一斉休業に伴い、指導ができなかった部分の補習を行うため、非常勤講師の配置時間を2,300間程度増加するものです。特定財源として、教育支援体制整備事業費補助金が全額充当されます。

14ページです。

項 小学校費、目 学校管理費、小学校管理運営事業は、283万円の増額補正です。学校再開後の感染症防止対策として、児童及び教職員全員分のフェイスシールド約3,200枚、換気を確保するための体育館及び特別教室に設置する大型扇風機68台及び体育館用の冷風機10台を購入する経費です。特定財源として、教育支援体制整備事業費補助金が全額充当されます。

続いて、小学校維持管理事業は236万5,000円の増額補正です。このうち、施設修繕料は、感染症防止対策として、学校の回転式の水道の蛇口をレバー式に変更し、接触感染のリスクを低減するための経費で、650か所分、135万9,000円の増額補正です。特定財源として、教育支援体制整備事業費補助金が全額充当されます。

次の小学校管理業務委託料は、トイレ等の共用部分の蛇口やドアノブ手すり等を消毒するため、学校用務員の勤務時間を1日当たり1時間延長するための経費で、100万6,000円の増額補正です。

続いて、学校ICT環境整備事業は、1億7,704万8,000円の増額補正です。国のGIGAスクール構想実現に向け、町内小学校児童全員に1人1台ずつ学習用のタブレット端末を整備する費用です。

GIGAスクール構想とは、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、1人1人に個別最適化された教育ICT環境の実現を目指し、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すということを目的に実施されている国の事業で、令和元年度は小中学校の校内LAN整備を補正予算として予算措置していただき、2年度に繰越しをしております。

国の予定では、当初は令和元年度から令和5年度までの5か年で1人1台端末を整備することとしていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校の休業が長期化した場合の家庭学習の支援として、国の令和2年度第1次補正予算において、令和5年度に達成予定の端末整備が前倒しされ、1人1台端末を整備するための国庫補助金が予算措置されました。これを受け、当町においても当初計画を前倒しし、今年度中に児童生徒1人1台の端末整備を実現するために、その費用を計上するものです。

児童全員分及び教員分、合わせて3,324台のタブレット端末及び重度の障害を持つ児童用の視線入力装置1台分を加えた額を計上しています。特定財源として、小学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金が充当されます。

目 教育振興費、小学校就学援助奨励事業は、395万5,000円の増額補正です。準要保護世帯の児童及び特別支援教育就学奨励費の対象児童に対して、学校臨時休業期間中の給食費相当額の昼食代を扶助するものです。

対象児童数は、準要保護世帯の児童が462人、特別支援教育就学奨励費の対象児童が50人です。1人当たりそれぞれ8,120円と4,060円が扶助されます。

なお、要保護世帯の児童については、休業期間中の学校給食費が、生活保護事業の教育扶助として取り扱われます。

15ページです。

項 中学校費、目 学校管理費、中学校管理運営事業は、101万6,000円の増額補正です。小学校と同様に生徒及び教職員全員分のフェイスシールド約1,300枚、換気を確保するための体育館及び特別教室に設置する大型扇風機

12台、体育館用の冷風機4台を購入する経費です。特定財源として、教育支援体制整備事業費補助金が全額充当されます。

続いて、中学校維持管理事業は83万9,000円の増額補正です。このうち、施設修繕料は、小学校と同様に、学校の回転式の水道の蛇口をレバー式に変更するための経費で204か所分、42万7,000円です。特定財源として、教育支援体制整備事業費補助金が全額充当されます。

次の中学校管理業務委託料についても、小学校と同様に、学校用務員の勤務時間を1日当たり1時間延長するための経費で、41万2,000円の増額補正です。

続いて、学校ICT環境整備事業は、6,811万2,000円の増額補正です。こちらも小学校と同様に、今年度中に生徒1人1台の端末整備を実現するため、その費用を計上するものです。生徒全員分及び教員分、合わせて1,290台のタブレット端末の整備費用を計上しています。特定財源として、中学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金が充当されます。

なお、タブレット端末の単価は、小学校、中学校ともに、1台当たり5万2,800円を見込んでおります。

目 教育振興費、中学校就学援助奨励事業は、214万円の増額補正です。小学校と同様、準要保護世帯の生徒及び特別支援教育就学奨励費の対象生徒に対し、学校臨時休業期間中の給食費相当額の昼食代を扶助するもので、対象生徒数は、準要保護世帯の生徒が232人、特別支援教育就学奨励費の対象生徒が12人で、1人当たりそれぞれ8,990円と4,495円が扶助されます。

なお、要保護世帯の生徒については、休業期間中の学校給食費が、生活保護事業の教育扶助として取り扱われます。

16ページです。

項 社会教育費、目 社会教育総務費、放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業は、222万4,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症対策として、各留守家庭児童会に、アルコール消毒液、非接触型体温計、指導員及び臨時指導員用のフェイスシールドを購入する費用です。特定財源として、子ども・子育て支援交付金が全額充当されます。

款 災害復旧費、項 農林業施設災害復旧費、目 林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業は、起債の額の変更による財源振替で、歳出の補正はありません。

次に、第2条について、第2表、地方債補正により御説明します。

3ページを御覧ください。追加です。

起債の目的は防災事業で、限度額は300万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりで、当初予算の他の事業と同様となります。

次に4ページを御覧ください。変更です。

保育所等創設事業の限度額は、補正前が860万円、補正後が880万円です。林業施設災害復旧事業の限度額は、補正前が2,540万円、補正後が2,820万円です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 少し長かったんですが、次の質疑に入る前に休憩を取りますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 取りますか。はい。11時20分まで休憩します。

休憩。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時20分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 先ほどの説明に対して質疑を行います。

質疑は9ページから16ページの歳出からページごとに行います。

まず、9ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に10ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） 10ページの保育所の助成金のことなんですけど、こんごうさくら保育園というのができて始まっているということなんですけども、待機児童というんですかね、保育所に入れなくて、これなくなったのかどうか、そこらの人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

待機児童の解消にまでは至っておりません、はい。今現在、こんごうさくら保育園に入所されている方は64名でございます。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） だから待機児童がどのぐらいいるかというのは分かりますか。

○議長（中村武弘君） 64名で。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長でございます。補足して説明させていただきます。

潜在的待機児童ということで、御希望いろいろこの園とかしか嫌だとかいうことで、されてる方が今61名ございます。こんごうさくら保育園は120名の定員ですので、皆さん御希望であれば全員補える数ではございましたが、保育園に関しましては自転車等で通えない方とかもいらっしゃるので、御自身が選ばれてるという時代でございますので、そういったところで今回は64名入っていただいて61名の方が今待ってらっしゃるという状況でございます。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に11ページ、質疑ございますか。

益田議員。

○9番（益田芳子君） 妊婦特別定額給付金事業でございますけども、新型コロナウイルス感染症によって本当に先ほど説明がありましたように、妊婦の方は大変不安な中を過ごしておられた、大変喜ばしいことなんですが、全国でもこうした独自支援、30か所ぐらいあると聞いております。

今回は特に妊婦に対する特別定額ということですので、子どもさん1人ということではない、そういうふうに取り扱います。妊婦の方の中には、多胎児、要するに双子

さん、三つ子さん、そういった方もおられますが、あくまでも妊婦の方1人に対して5万円、そういうことなのか、それをちょっとお伺いいたします。

○議長（中村武弘君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。

あくまでも妊婦1人当たりの方について5万円ということでもあります。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかに。

益田議員。

○9番（益田芳子君） すみません。申し訳ない。続けて。この封書の中には、説明書、申請書を出されるわけですね。この申請書の中には、いわゆる町長からのお祝いのメッセージみたいなもの、そういったものとか、それから妊婦の方ですので、大変いろんな御不安がある、そういったことも踏まえて、こういったチャンス、いわゆる申請者の下にこういった申請書が届くわけですので、何かしらこう御不安に思っておられること、ふだんなかなか言えないこと、そういったことも少しアンケートみたいなものも入れて配布をされたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村武弘君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長でございます。

ただいまの御質問なんですけど、届けというのが妊娠届ですので、妊娠が分かって何週間かたたれて母子健康手帳を取りに来られるときに妊娠届を7月31日までに出了された方になりますので、そのときには必ず保健師等が対応して御心配のこととか、御不安なこととか、そういったことについてももしっかり聞いておりますし、産前ケアもさせていただいておりますので、ネウボラのケアと一体化した事業として捉えておりますので、そちらのほうでフォローさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に12ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に13ページです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に14ページ。

上原議員。

○8番（上原 貢君） フェイスシールドですけどね、この間、ジュンテンドーで398円で売ってました。たくさんありましたけど、これ幾らぐらいで勘定してるのかなというの。1枚ね。1枚当たり。それから値段がどんどん変わってくると思うんですけど、予算が決まっとるんであれば、その予算内で幾らでも買えるんか、それとも何枚という制限がついてるんかが、そういうのがあるんかということ、それからもう一つね、実際やってみたんですけど、フェイスシールドとマスクを併用すると、すごく聞こえにくいんですよ。僕らの業界でやってみたんですけど、それであるのであれば、スピーカーマイクというのがあってね、こうこうぶら下げてね、マイクを、ここに付けてピンマイクみたいになるんですよ。あれのほうがよく聞こえたりする、マイクをつけるとね。両方やるとね、さすがにやってるほうもすごく暑い、蒸れてね。そういうことも考えてみたらどうかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

フェイスシールドの単価なんですけれども、大小と大きさがありまして、小の低学年用ですが、これが170円、大のほうは210円となっております。

フェイスシールドの使い方なんですけど、どうしてもマスクは着用してということに学校のほうではしております。使う場面としてはですね、ALTの先生とか、口をどう発音をしますよ、英語とかですね、どう発音をするからこの口元を見てくださいよといったときにはマスクを外してちょっと教えるような場面はありますが、基本的にはやはりフェイスシールドをしてマスクをするというような使い方になります。議員御指摘のとおり、聞こえづらいとかいう例えば子どもさんがつけても難しい場面はあると思いますが、基本的にはマスクだけで授業を行います。ただ、なぜフェイスシールドが、じゃ要るのかというと、感染のリスクが高い授業と思われる危険がちょっと高い授業、例えば音楽で合唱するであるとか、グループ討議をするであるとか、そういったちょっとマスクだけでは感染のリスクが高いのではないかと、ときに使うようなことを想定しております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

二見議員。

○7番（二見伸吾君） 7番二見です。

学校ICT整備に関して幾つかお尋ねしたいと思います。

まず最初ですけれども、国の第1次補正予算から地方創生臨時交付金があるわけですが、あつたわけですけれども、府中町は約1億2,000万円でした。国の第2次補正予算から府中町に入る交付金の額は幾らぐらいと見込んでいるのでしょうか。

また、今回の一般会計補正予算のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を当てようと考えているものはどれでしょうか。その一般財源による歳出の合計幾らぐらいになるのか教えてください。

○議長（中村武弘君） 財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

初めに、今回の補正予算なのですが、約1億5,000万円の一般財源を計上しています。これは国の第2次補正予算分の地方創生臨時交付金が当町の補正予算策定段階では金額と詳細が全く不明な状態であったために、このような形で策定をいたしたものでございます。

では、まずですね、国の第2次補正予算分の交付金の額です。昨日ですね、県を通じて連絡がありました。交付の限度額として約3億円が提示されています。

今回の補正のうちで、この地方創生臨時交付金の充当が予定している事業ですが、まず民生費の大部分、それから教育費の大部分、衛生費の事業が対象となります。すなわちですね、民生費のうちでは、介護保険特別会計の繰出金と保育所等創設助成事業以外の事業、それから教育費のうちはですね、教育一般事務事業の弁護士謝礼以外の事業が、この地方創生臨時交付金の充当が可能であると思っております。それから先ほどの衛生費の妊婦特別定額給付金給付事業、こちらもこの地方創生臨時交付金の充当される事業と見込んでおります。今回の補正に係る一般財源の額とほぼ同額の約1億5,000万円がこの交付金の対象事業となります。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

二見議員。

○7番（二見伸吾君） ちょっとすみません。3億円が府中町に入ると。今回は、約1億5,000万円が使われるということですね。その1億5,000万円のうちI

C T 関連は、どのぐらいなんですか。

○議長（中村武弘君） 財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

I C T 関連の一般財源相当額になりますので、1 億 2, 0 0 0 万円程度となります。

○議長（中村武弘君） 二見議員。

○7 番（二見伸吾君） ですから、学校 I C T 環境整備は、小中学校合わせて国の、文科省からの補助も含めて 2 億 4, 5 1 6 万、一般財源が 1 億 2, 0 8 5 万だと思うんですけども、これがほぼ全てタブレット購入に充てられると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

今回の 1 億約 2, 0 0 0 万の金額ですけれども、こちらは小学校全児童生徒、また教員、中学校でも全生徒、それと教員の数ということで、全部で 4, 2 8 8 台、そのうちの約 2, 9 0 0 台が補助対象ということになっております。ということなので、児童生徒分の 1, 4 0 0 台と教員の 3 0 0 台の端末整備が一般財源に使われるということになります。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） 二見議員。

○7 番（二見伸吾君） ですから、ほとんど先生と児童生徒分だということですよ。

先ほども若干説明があったんですけども、タブレットの整備は、当初 5 か年計画でするということがあったんですけども、コロナ関係で、前倒しにするということなんだそうですけれども、今年度中にその全てを購入しないといけないという何か事情があるのでしょうか。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

説明にもありましたが、令和元年度 1 2 月の 1 9 日に文部科学省が令和の時代のスタンダードな学校として G I G A スクール構想の実現パッケージを示しております。この G I G A スクールの実現へのロードマップでは、小学校 5 年、6 年、中学校 1 年生の端末整備から始めるようになっておりました。令和 5 年度まで整備するという計画です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校が3月から臨時休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、文部科学省ではGIGAスクールの構想の加速による学びの保障を確保するために、令和2年度に前倒しする令和2年度補正予算が4月に成立いたしております。この国の動きを受けて、当町の教育委員会といたしましても、たとえ再度臨時休業せざるを得ない状況になったとしても、学びの保障をするために、全ての学年の児童生徒の端末を整備する必要があると判断し、予算計上しているものですので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） 二見議員。

○7番（二見伸吾君） 買うというのは、あれなんですけども、買わないといけない事情があるんじゃないんでしょうか。聞きましたところ、要するに、文科省のこの3分の2、児童生徒数の3分の2の補助は、今年度限りだと、来年度以降は出さないと、こういうふうに言われてるように聞いたんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

今年度の5月11日に説明会のほうが文科省のほうであったのですが、その際には今年度購入、国のほうで3分の2については今年度購入しないと今後、令和3年度、4年にしていた予算で補助はありませんという説明は確かに受けております。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） 二見議員。

○7番（二見伸吾君） 今回の補正予算の総額は約3億7,000万、学校ICT環境整備事業、具体的に今伺いましたように、全児童生徒、そして教員の方々にタブレットを買うと。これに2億4,516万円、補正予算全体の3分の2、また国の2次補正から幾ら来るのかと、3億というふうに伺いましたけれども、そのタブレット購入に充てる一般財源が1億1,285万円ですから、3分の1強がこのタブレット購入になるということですね。

今、仕事がなくなって倒れる寸前の事業者や、仕事を失って途方に暮れている人たちがいるわけですが、コロナで。地方創生臨時交付金は、そういう人たちのために使われるものなんじゃないのかなと私は思っていたんですけども、5月の町の臨時議会

で決まった補正予算も、そういう性格のものだったというふうに私は理解し賛成をいたしました。今回の補正予算は、そういう予算本来の予算の中で、タブレット端末が3分の1強を占めるということは、あまりにもこのお金の性質、補助金の性質を考えたときにバランスを欠いてるんじゃないのかというふうに考えるんですけども、その点について町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村武弘君） 財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金なんですけれども、府中町に約3億円上限額として示されております。その内容なんですけれども、まず家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分、これが府中町分として1億2,000万円、それから新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分、これが1億8,000万円です。計3億円という金額が提示をされております。

GIGAスクール構想は、2番目の新しい生活様式のほうになるんですけれども、このGIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末の整備は、今後のコロナの第2波、第3波が到来し、学校の臨時休業が余儀なくされた場合、児童生徒の学習を支援するために必要なツールであり、臨時交付金の対象として妥当なものだと思っております。

それ以外の今困っておられる方もいらっしゃると思うんですけれども、今回2次補正で提示された最初の家賃支援等を含む事業継続や雇用維持等への対応分が1億2,000万円、これはまだ予算として、町の予算として形になっているものではございません。当然、困っている方々への支援を講じていく予定にしております。町長の就任挨拶にもございましたが、国の2次補正で計上された施策等も盛り込んだ第3弾、第4弾の支援策を必要に応じて進めていきたいと町のほうも思っております。現在、その支援策の内容について検討を進めているところであります。固まりましたら補正予算という形でお示しをしたいと思いますし、また必要であれば、臨時議会をお願いすることになるかもしれません。その節には、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

上原議員。

○8番（上原 貢君） タブレットを全生徒にお配りするのはいいんですけど、こうい

う機械物というのは、故障しますよね、長く使うんで。この1年はないかも分かりませんが、それをずっと使っていくとなると、保守・点検が必要なことで保守契約というのが要るんじゃないか思うんですよ。この金額の中に保守契約入ってるんですかね。あれ入ってないと困るよ。

それから、将来の2波、3波が来た場合は、オンライン授業なんか想定されてるんだと思うんですけど、オンライン授業やるとやっぱり経費かかりますよ。簡単じゃないですよ。みんながしてないということは、私もまだやってませんが、理屈だけちょっと聞くには通信料もすごい高いらしいですよ。だからそういうことも考えてお金を扱っていかないかと思うんですよね。そういうことを考えてありますか。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

実を申しますと、こちらの、今回の補正の端末の中に、その保守の部分は入っておりません。ただし、その部分、今は最低限の基本パッケージというのがあるのですが、その部分で運用できる範囲で今回は補正を上げさせてもらっております。ですから、超えた部分については、あくまで初期経費、セットアップ費用、その部分を含めて税込みで5万2,800円というような金額で1台当たり計上させてもらえます。オンライン授業、双方向の授業ですが、確かに端末だけ、ハード面だけでは、なかなか難しい面はあります。ですから、この部分について今後ソフト面、また指導の先生方がですね、指導力の向上という研修も十分やっていきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） 児玉議員。

○10番（児玉利典君） 端末の質問なんですけども、前回、臨時会のときも同じような端末の点でお話があったかと思うんですが、そもそもですね、端末が足りない、間に合わない、全国的に一斉にやられると間に合わないということがあったんですが、そのめどがついたんですか。今期中に入れられるような感じになっとるんか、そこちょっと教えてください。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

ここの端末の納期のめどなんですけれども、今いろいろ見積りを取るのに業者さん

とお話はさせていただいております。うちで言いますと、4,000台を超えるような端末の台数になります。聞き取りをしますとですね、なかなか早急に納品というのは、なかなか難しい、困難な状況というのを聞いてます。ですから、うちのほうもその部分については、できるだけ速やかに事務を進めさせていただいて、年度内に端末が用意できるように可能な限り努力したいと思っております。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） 児玉議員。

○10番（児玉利典君） 3月めどにやられるという話はいいんですけど、本当に物理的にそれ本当間に合うのというのが、ちょっと私の質問です。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 基本的には、そのように頑張りますし、ただ、今他市町ちょっと状況を聞かせてもらってます。先行してやってるところもありまして、それでいうと、やっぱりこの夏までには発注をかけとかないと、なかなか年度末内に納品するのは難しいという状況は聞いております。ですから、府中町としましてもですね、本当年度末までに納入していただくよう、頑張らせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

山口議員。

○6番（山口晃司君） 8月中に発注しても、いうても年度内に間に合うかどうか分からない中で、焦ってですね、早くしないといけないからということで、海外のメーカーとか、そういったところで海外にお金が出るぐらいだったら、落ち着いてですね、できたら日本経済に貢献できるように国産であるとか、国内メーカーであるとか、そういったところにこだわってほしいなと思うんですが、今話合いしてる中で、メーカーとかそういったのは、どういうふうになってますか。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

基本的に、文部科学省のほうが基本的なOSを示しておられます。それには、マイクロオフィスのWindows、Google Chrome、アップル社のiPadの3社が基準モデルとなっておりますので、その中からうちのほうも、府中町としても学校の教員の先生方とちょっとその辺の意見調整もしながら、教育委員会として

やっぱり示されたOSの中から選定したいなと思っております。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君） ほかに。

山口議員。

○6番（山口晃司君） OSですよ。例えばアップルだったらもう、1つしかないんですけど、Googleとかだったら日本メーカーでも使ってるじゃないですか。ですから、選ぶ中でできるだけ国内でお金とか仕事が回るような選択をお願いできますか。

○議長（中村武弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土井賢二君） 学校教育課長です。

検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

なければ、次に15ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

7ページと8ページの歳入について一括で質疑いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に3ページの第2表、地方債補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

二見議員。

○7番（二見伸吾君） 7番、二見です。

今、コロナ災害とでもいふべき事態が進行しています。コロナ感染症の拡大による

命の危機とともに、経済が壊滅的な打撃を受け、雇用や営業、生活そのものの基盤が脅かされています。経済への打撃が、これからさらに拡大するのは確実であります。この事態に対して、どう立ち向かうのか、町民の命と暮らしをどう守るのか、それが今問われています。

タブレット端末購入予算は、今回の補正予算の3分の2を占め、府中町が受け取る地方創生臨時交付金の3分の1以上を占めることとなります。コロナウイルス感染症対策のための町の予算の3分の1以上、タブレット購入に消える。今年度中に購入すれば、文科省が3分の2を助成する臨時交付金も使えて実質、町の負担がない。とても魅力的だと思います。しかし、地方創生臨時交付金は、町民の皆さんの暮らしと営業を守るための予算であり、そのためにもっと多くを割り当てるべきだと思います。

5月の補正予算には、小規模事業者支援金という町独自の施策がありました。県の感染症拡大防止協力支援金を受給していないということ以外の条件をつけず、一律に5万円を給付するというもので、私は高く評価をしております。しかし、業者の方に聞きますと、わざわざ申請して5万円ではと、そういう反応であります。増額ないし追加的措置が要るし、検討していただきたいと思いますが、こういうことに臨時交付金は使っていただきたい。

町内の保護者からは、夏休みが短縮される中、理科教室など、特別教室にエアコンがつくことにならないのかと、こういう声も聞きました。学校の体育館は、災害時には避難所になりますけれども、ここにもエアコンはありません。扇風機では暖かい風をかき回すだけであります。これらのことを差し置いてまで、タブレットを買う必要があるのか、疑問であります。

文科省の助成が今年度限りと言われておりますので、全国の市町村が、バスに乗り遅れるなどばかり、タブレット購入に走っています。しかしそんな中で、佐賀県鳥栖市は効果的な活用には段階的な導入が必要で、現時点ではG I G Aスクール構想に乗る考えはないと、教育長が議会で答弁をしています。こういう判断をしている自治体もあるわけです。このタブレット端末購入は、G I G Aスクール構想の柱として進められ、コロナウイルス感染症対策として一気に前倒しをされました。その問題点については、一般質問で改めて指摘をしたいと思います。本補正予算の他の部分については、異議がありませんけれども、タブレット端末にあまりにも多くの予算を使うことには賛成できません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（中村武弘君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案に賛成の方、おられますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員 15 名です。採決に加わる者 14 名です。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村武弘君） 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 7、第 29 号議案、令和 2 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 29 号議案 令和 2 年 6 月 26 日提出。

令和 2 年度府中町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 2 年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 4 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 億 3, 1 3 2 万 2, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願ひします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

第29号議案、令和2年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

5ページをお願いします。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金、事務費繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、140万6,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険一般事務事業は、140万6,000円の増額補正です。常勤職員の出産による特別休暇・育児休業取得に伴い、8月から3月までの期間、会計年度任用職員1名を雇用します。

補足説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は5ページと6ページの歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） ここで昼休憩に入りたいと思います。13時から再開いたします。

なお、開会前に申し上げたとおり、直ちに第1委員会室で議員共済会総会を開催いたしますので、移動をお願いいたします。

休憩。

(休憩 午前 11時55分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第8、第30号議案、府中町特別職の職員で常勤のもの給料の額の特例に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第30号議案 令和2年6月26日提出。

府中町特別職の職員で常勤のもの給料の額の特例に関する条例の制定について。

府中町特別職の職員で常勤のもの給料の額の特例に関する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい社会経済状況を踏まえ、令和2年度に支給する府中町特別職の職員で常勤のもの給料の額を減額するため、条例を制定するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

第30号議案、府中町特別職の職員で常勤のもの給料の額の特例に関する条例の制定についてを補足して説明いたします。

第30号議案参考資料をお願いします。

1、制定の理由です。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい社会経済状況を踏まえ、令和2年度に支給する府中町特別職の職員で常勤のもの給料の額を減額するため、条例を制定す

るものです。

2、条例の概要です。

まず、町長です。現行給料月額89万円に対し、減額率を10%、すなわち減額する額を8万9,000円とし、減額後の給料月額を80万1,000円とします。

副町長は、現行給料月額73万円に対し、減額率を8%、減額する額を5万8,400円とし、減額後の給料月額を67万1,600円とします。

教育長は、現行給料月額69万円に対し、減額率を8%、減額する額を5万5,200円とし、減額後の給料月額を63万4,800円とします。

減額の期間は、3特別職ともに、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9か月としており、減額の合計額は、182万3,400円となります。

3、施行期日です。

条例の施行期日は、公布の日としており、令和3年3月31日限りで、その効力を失うものとしております。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第9、第31号議案、府中町税条例及び府中町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第31号議案 令和2年6月26日提出。

府中町税条例及び府中町税条例の一部を改正する条例の一部改正について。

府中町税条例及び府中町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

府中町税条例及び府中町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、補足して御説明します。

第31号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

まず、第1条による改正です。（1）町民税関係です。

ア、寡婦（寡夫）に係る税制上の見直しにより、個人の町民税の非課税措置の対象者のうち寡夫について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、子どもがいるひとり親とするものです。

イ、アに伴い、所得控除から寡夫控除を廃止し、ひとり親控除を創設するものです。この改正は個人の町民税において、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性の独り親と女性のひとり親との不公平を同時に解消するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について、同一のひとり親控除を創設するものです。

ウ、法人町民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合について、各年の平均貸付割合に加算する割合を現行の年1%から年0.5%に引き下げるもので

す。この改正により、法人町民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、年1.6%から年1.1%となります。

エ、租税特別措置法において低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に加えるものです。この課税の特例は、個人が都市計画区域内にある低未利用土地またはその上に存する権利について所有期間が5年を超えて譲渡価格が500万円以下のものの譲渡所得金額から100万円を控除することとするものです。

(2) 固定資産税関係です。

ア、土地または家屋について、登記簿等に登記されている所有者が死亡している場合、現所有者に対して固定資産税の賦課徴収に必要な事項の申告義務と不申告の場合に過料を科する旨の規定を定めるものです。

イ、固定資産税の課税標準の軽減割合について、総務省令で定める規模以上の特定水力発電設備に係る特例率を4分の3に、水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る特例率を3分の2に定めるものです。

(3) たばこ税関係です。

ア、令和3年9月30日までは、1本当たり0.7グラム未満の葉巻たばこは、当該葉巻たばこ1本につき紙巻きたばこ0.7本に換算して算定するものです。

イ、製造たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合において、アの葉巻たばこの重量は含まないこととするものです。

現行では重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこについて、課税方式を重量比例課税から本数課税へ見直すもので、0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本につき紙巻きたばこ0.7本分とみなして課税するものです。

(4) その他の改正事項については、法律の改正に伴い条番号等の整理を行うものです。

続いて、第2条による改正です。

(5) たばこ税関係です。

第1条による改正の(3)の改正は、たばこ関係事業者に与える影響に配慮する観点から激変緩和を図るためのもので、本改正は、緩和措置を経て令和3年10月1日以後は、1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本につき紙巻きたばこ1本分とみなして課税するものです。

(6) は法律の改正に伴い、条番号等の整理を行うものです。

続いて、第3条による改正です。

(7) は第1条による改正に伴い、引用する項番号等の整理を行うものです。

3、施行期日です。

(1) 第1条及び第3条による改正は公布の日です。ただし、2の(3)は令和2年10月1日、2の(1)は令和3年1月1日です。

(2) 第2条による改正のうち、2の(5)は令和3年10月1日、2の(6)は令和4年4月1日です。

4、経過措置です。

(1) 2の(1)のア、イ及びエは、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税は、なお従前の例によります。

(2) 2の(1)ウは、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の延滞金は、なお従前の例によります。

(3) 2の(2)は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税は、なお従前の例によります。

(4) 2の(3)について、令和2年10月1日前に課した、または課すべきであったたばこ税は、なお従前の例によります。

(5) 2の(5)について、令和3年10月1日前に課した、または課すべきであったたばこ税は、なお従前の例によります。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(中村武弘君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定

いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第10、第32号議案、府中町都市計画税条例及び府中町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第32号議案 令和2年6月26日提出。

府中町都市計画税条例及び府中町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正について。

府中町都市計画税条例及び府中町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

府中町都市計画税条例及び府中町都市計画条例の一部を改正する条例の一部改正について、補足して御説明します。

第32号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町都市計画税条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

まず、第1条による改正です。

（1）都市計画税の課税標準の軽減割合について、水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る特例率を3分の2とするものです。

なお、府中町内に該当する土地はありません。

(2) 法律及び(1)の改正に伴い引用する項番号の整理を行うものです。

続いて、第2条による改正です。

(3) 第1条による改正に伴い引用する項番号の整理を行うものです。

3、施行期日は、公布の日です。

なお、改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(中村武弘君) ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第11、第33号議案、府中町手数料条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第33号議案 令和2年6月26日提出。

府中町手数料条例の一部改正について。

府中町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報

通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

府中町手数料条例の一部改正について、補足して説明をさせていただきます。

第33号議案参考資料を御覧ください。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法の施行により、住民基本台帳法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、府中町手数料条例の一部を改正するものです。

次に2、改正事項の概要です。

（1）についてです。住民基本台帳法の改正により制度化されました住民票の除票の写し、住民票の除票の記載事項証明書及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る事務について、手数料300円を徴収する事項に加えるものでございます。

次に、（2）、（3）についてです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、マイナンバーカードへの移行促進を図るため、マイナンバーを通知する通知カードが令和2年5月25日に廃止されたことに伴い、通知カードの再発行に係る手数料の廃止及び通知カード再発行業務の廃止による項目削除に伴う徴収事項番号を整理をするものでございます。

5月25日以降の通知カードの取扱いについては、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用ができます。5月25日以後、氏名、住所等の記載事項の変更がある方は、通知カードをマイナンバーを証明する書類としては使用できなくなります。

3、施行期日は公布の日からです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第12、第34号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第34号議案 令和2年6月26日提出。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

第34号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、国の基準により示された従うべき基準に従い条例を定めておりますので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、町が条例で定めている基準の一部を改正するものでございます。

次に2、改正事項の概要ですが、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことを指し、満3歳未満の保育認定の子どもを保育する事業です。町内には、小規模保育事業の、みなみの風保育園、アールキッズと、事業所内保育事業のチェリー保育園、プレ・キンダーガルテンかしわの計4施設がございます。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了後も必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所・認定こども園・幼稚園を適切に確保しなければならないとされておりましたが、保育の終了に際して、当該満3歳未満の保育認定の子どもに引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合は、連携協力を行う保育所・幼稚園または認定こども園の確保に関する規定を適用しないことができることとするものです。

なお、町内の4事業者は、連携協力について適切に確保されております。

3、施行期日でございますが、公布の日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第13、第35号議案、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第35号議案 令和2年6月26日提出。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

第35号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、国の基準により示された従うべき基準に従い条例を定めておりますので、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町が条例で定めている基準の一部を改正するものです。

続いて2、改正事項の概要ですが、家庭的保育事業等は、町内では、小規模保育事業の、みなみの風保育園、アールキッズと、事業所内保育事業のチェリー保育園、プレ・キンダーガルテンかしの計4施設がありますが、いずれも原則3歳未満児の保育をする施設で、保育所、幼稚園または認定こども園よりも比較的小規模であることを踏まえ、集団保育の提供や相談、助言等の支援、職員の病気の場合等の代替保育の提供、卒園後の受皿の確保のため、連携施設を確保しなければなりません、
(1) 家庭的保育事業者等が、様々な対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、保育の提供終了後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とするものです。

なお、町内の事業者は、全施設とも連携施設を確保されております。

(2) は、保護者の身体上、精神上または環境上の理由により家庭での養育が困難な乳幼児については、居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化したものでございます。

3、施行期日でございますが、公布の日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第14、第36号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第36号議案 令和2年6月26日提出。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、都市計画法第40条第2項の規定により府中町に帰属した土地について、地域の公園として供用するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

第36号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

第36号議案参考資料を御覧ください。

まず、改正の趣旨でございますが、都市計画法第40条第2項の規定により、開発事業で引継ぎを受けた公園を地域の公園として供用するため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、公園の概要です。

名称は、大通広場。所在地は、府中町大通一丁目1番40号、面積は127.96平方メートルです。

関係図面です。次のページの位置図のほうを御覧ください。この場所は、山陽新幹線高架下の県道東海田広島線沿いに面し、アルファステイツ府中大通マンションに隣

接したところがございます。

今回の公園の設置によりまして、町内の地域の公園として42か所目となります。

公園の維持管理につきましては、令和2年5月に開発事業の施工業者と協定を締結し、アルファステイツ府中大通管理組合において行うこととしております。設備等でございますが、芝生、オオシマザクラ、ヤマボウシなどの植栽、フェンス、擁壁などの工作物を設置しております。

施行期日ですが、公布の日としております。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） 今の説明の中で、ここの公園は町が造るんだけど、ここのマンションが管理するというのでいいんですか。ちょっともう一回、確認です。

○議長（中村武弘君） 建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 御質問のようにアルファステイツ府中大通管理組合のほうで管理をしていただくように協定を締結しております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第15、第37号議案、府中町国民健康保険税条例の一部

改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第37号議案 令和2年6月26日提出。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

府中町国民健康保険税条例の一部改正について、補足して御説明します。

第37号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

租税特別措置法において、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことにより、地方税法が改正され、それに伴う長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例を加えるものです。

この課税の特例は、個人が都市計画区域内にある低未利用土地またはその上に存する権利（低未利用土地等）について、所有期間が5年を超えて譲渡価額が500万円以下のものの譲渡所得金額から100万円を控除することとするものです。

3、施行期日は、令和3年1月1日です。

補足説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

上原議員。

○ 8 番（上原 貢君） ここにある低未利用土地、低未利用土地というのは難しいんですけど、例えばどんな土地のことをいうんだらうという質問です。例えば。

○議長（中村武弘君） 財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

低未利用土地というのはですね、端ぎれの土地というか、全く何も利用されていない土地のことです。例えばこの改正の趣旨なんですけれども、要は譲渡をしやすくすることによって例えば隣の人に買ってもらって一体の土地にしたほうが用途が全く使われてない土地が減るということで、改正されたものです。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 16、第 38 号議案、府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 38 号議案 令和 2 年 6 月 26 日提出。

府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免の申請の特例を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、引き続き財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

府中町国民健康保険税条例及び府中町介護保険条例の一部改正について、補足して説明します。

第38号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免申請の特例を定めるため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

国民健康保険税及び介護保険料の減免につきましては、条例において、災害その他特別な理由がある場合、納期限等までに減免申請をしなければならない旨が規定されています。

そのことを踏まえまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した者等が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている令和元年度分、令和2年度分の国民健康保険税または介護保険料の減免を受けようとする場合において、その申請書の提出期限を町長が指定する日とし、減免申請の遡及適用を可能とするものです。

また、このたび新型コロナウイルス感染症の影響により、国が定める減免基準に該当する者について国民健康保険税または介護保険料の減免を行った場合には、国費による財政支援が講じられることとなり、申請期限が過ぎている場合においても遡って減免を行うことが可能とされました。当町におきましても、この特例措置を適用するため、本改正を行うものです。

なお、減免申請書の提出期限である町長が指定する日につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑みまして柔軟に対応してまいります。

3、施行期日は公布の日ですが、改正後の規定は令和2年2月1日から適用します。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第17、第39号議案、府中町介護保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第39号議案 令和2年6月26日提出。

府中町介護保険条例の一部改正について。

府中町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

府中町介護保険条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

第39号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、2、改正事項の概要です。

低所得の第1号被保険者に対し、平成27年度から実施している消費税増税分の一部を財源とした介護保険料の軽減について、令和元年10月1日の消費税率引上げに合わせて、保険料率（介護保険料）を引き下げる改定を行い、令和元年度分から軽減の強化を行っております。

令和元年度の軽減強化では、年度途中の令和元年10月からの消費税増税ということで、完全実施の2分の1の減額幅で基準が定められ、改定を行いましたが、令和2年度は、4月からの消費税率10%引上げの満年度化に伴い、令和2年度分の軽減強化を完全実施するものでございます。

当町の介護保険料は、第7期介護保険事業計画に基づき、被保険者の所得区分を13段階に設定し、基準額に対し所得区分ごとに保険料率を補正し、決定しております。所得が低いほうから第1段階となっております。

消費税率引上げによる公費を投入した介護保険料の軽減対象となるのは、被保険者の所得段階区分の第1段階から第3段階までで、第1段階については平成27年度から、第2段階と第3段階は令和元年度から開始しております。軽減の対象となる第1段階から第3段階の方は、世帯全員が住民税非課税の方となります。

軽減適用後の介護保険料については、中段の表、府中町介護保険料において、軽減の対象となる第1段階、第2段階、第3段階の区分ごとに、改正前及び改正後の保険料率及び介護保険料、その差額、軽減前と改正後の差額を掲載しており、改定割合は、政令の改正による引下げと同一でございます。

また、軽減の対象人数でございますが、6月1日現在、第1段階の方が1,886人、第2段階の方が955人、第3段階の方が1,078人の計3,919人です。府中町の65歳以上の第1号被保険者の数が1万2,766人ですので、全体の約3割の方が対象となります。

なお、この改正による影響額については、約4,800万円で、負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

3、施行期日は、公布の日で、改定後の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料

から適用し、令和元年度分までのものについては、従前の例によります。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第18、第40号議案、府中町介護保険条例及び府中町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第40号議案 令和2年6月26日提出。

府中町介護保険条例及び府中町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

府中町介護保険条例及び府中町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

府中町介護保険条例及び府中町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

第40号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、2、改正事項の概要です。

介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金の割合は、町税に準じて、地方税法に定める割合としているところです。このたび、地方税法の一部が改正され、令和3年1月1日から、地方税の延滞金における特例基準割合が延滞金特例基準割合に変更されることに合わせ、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金に係る規定を整理するものでございます。なお、延滞金の割合に変更はございません。

3、施行期日は、令和3年1月1日です。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 休憩しますか。休憩します。2時10分まで休憩。

（休憩 午後 1時54分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第19、第41号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第41号議案 令和2年6月26日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は、建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

第41号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明させていただきます。

次のページの第41号議案参考資料を御覧ください。

工事名は、小学校便所等改修工事。

工事場所は、府中町清水ヶ丘23番1号の府中北小学校と、山田4丁目4番1号の府中東小学校の2校となります。

契約金額は、2億3,628万円。契約の相手方は、広島市中区平野町1番16号株式会社砂原組でございます。

仮契約日は、令和2年4月30日、工期は議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月31日までとさせていただきます。

工事概要について御説明させていただきます。

次のページの第41号議案、A3の参考資料の工事概要書を御覧ください。

本工事は、老朽化が著しく衛生面の改善が必要な府中北小学校と府中東小学校2校の便所について改修を行うものでございます。改修内容につきましては、既存の和式

便所を洋式化するとともに、小便器・手洗い器・照明・内装・配管について全面的に更新を行うものでございます。

工事概要について、府中北小学校から御説明させていただきます。

資料左下の配置図を御覧ください。

改修を行う場所を赤で示しており、校舎棟と隣接する体育館の便所の改修を行う計画としております。

資料の右側が各階平面図となっており、赤色で着色している部分が工事対象範囲となっております。

改修を行う範囲につきましては、現在設置されております児童用便所8か所、職員・来客用便所1か所、体育館1か所の全10か所の改修を行い、そのうち多目的便所を5か所設置し、校舎西側1階の多目的便所はオストメイト対応としております。

また、公共下水道供用開始区域となっているため、既設の合併浄化槽を廃止し、公共下水道に接続いたします。

続いて、次のページの府中東小学校の工事概要説明書を御覧ください。

資料左下の配置図を御覧ください。

改修を行う場所を赤で示しており、管理教室棟及び普通教室棟と、隣接する体育館の便所の改修を行う計画としております。

資料の右側が各階平面図となっており、赤色で着色している部分が工事対象範囲となっております。

改修を行う範囲につきましては、現在設置されております、児童用便所9か所、職員・来客用便所1か所、体育館1か所の全11か所の改修を行い、そのうち多目的便所を5か所設置し、校舎東側1階の多目的便所はオストメイト対応としております。

工事期間は、夏休み期間中に重点的に工事を行う計画としておりますが、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校に伴い、夏休み期間が短縮となり、夏休み期間中に全てを完了することは難しいため、残った工事につきましては、学校運営に支障がないよう、調整しながら施工することとしております。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

力山議員。

○18番（力山 彰君） 18番、力山です。

北小のところでトイレの改修で体育館の横にもう1個、屋外用のトイレがあるんですが、その改修はどのように考えられとるんか、そこを教えてください。

○議長（中村武弘君） 教育次長。

○教育次長（長西弘子君） 北小学校のグラウンドからお使いいただける倉庫と一緒にしているお手洗いのことと思いますけれども、ほかにもグラウンドに設置されているお手洗いがほかの学校にもありますけれども、そちらのほうについては、まだ改修をさせていただいておりません。体育館のトイレを改修してないところもございまして、そういったところ等含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

木田議員。

○2番（木田圭司君） 2番です。

私、改修された南小の体育館を使わせてもらってるんですけど、以前もちょっとお話をさせていただいたんですが、入れば自動で電気がついて、便器のほうは自動で流れるんですけど、手を洗うときにちょっと蛇口も分かりにくいですし、今コロナの影響とかいろいろあるんで、もう自動、今どこへ行っても自動で出るじゃないですか。てっきりそうかなと思って、こうやっても全然出んけ、どこひねるんかいのみたいな感じで以前ちょっとお話をもらったんですけど、コストの関係とかいろいろあると思うんですが、できればそういう形にセンサーとかで自動で電気もついて、自動で流れてとかってなるんだったら手洗いのところまでも、今こういう時期なんで、もう決まっとるんかもしれませんが、検討していただけたらということと、先ほど部長の答弁でもありましたように、例年なら夏休みを中心に行う、集中してやられるんだろうと思うんですけど、このコロナの影響で授業もあったりということだろうと思うんで、安全には十分、安全第一でやっていただくということを要望させてもらっておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第20、第42号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第42号議案 令和2年6月26日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年条例第25号)第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は、建設部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長(井上貴文君) 建設部長です。

第42号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明いたします。

次のページの第42号議案参考資料を御覧ください。

工事名は、消防団第2分団詰所新築工事。

工事場所は、府中町八幡四丁目4213番の環境センター下段の広場でございます。

請負金額は、5,698万円。請負人は、安芸郡海田町蟹原1丁目3番15号 正

田建設株式会社でございます。

仮契約日は、令和2年4月30日、工期は、議会の議決のあった日の翌日から令和3年3月31日までとさせていただきます。

それでは、工事概要について御説明させていただきます。

次のページの第42号議案、A3参考資料の工事概要書を御覧ください。

資料左の配置図に工事を行う範囲を赤で示しており、新築する建物は、消防団第2分団詰所と、隣接するプレハブ倉庫でございます。

新築する分団詰所は、鉄筋コンクリート2階建て、延べ面積126平方メートル、隣接する倉庫につきましては、軽量鉄骨平屋建て、延べ面積約21.3平方メートルを計画しております。附帯訓練施設として、雨水循環式の地下防火水槽や建物の一部を利用した、放水壁や屋外階段、バルコニーを利用した立体訓練機能、そのほか、ホース乾燥塔、ホース洗い場等を設置するものでございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） この建物自体のことじゃないんですけども、ここはすごく広い広場ですね。それで、みんながよく遊んでた場所なんですけども、この空き地の部分は、公園として残すのか、どうかというのをちょっと聞きたいと思います。

○議長（中村武弘君） 環境課長。

○環境課長（宍田 貴君） 環境課長です。4番、梶川議員の御質問にお答えします。

こちらの部分ですね、敷地まだ十分残っておりますので、現在と同様地域の広場として活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長(中村武弘君) 次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第21、第43号議案、製造請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第43号議案 令和2年6月26日提出。

製造請負契約の締結について。

次の製造の請負契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年条例第25号)第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は、教育部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

教育部長。

○教育部長(榎並隆浩君) 教育部長です。

第43号議案、製造請負契約の締結について、補足して説明をいたします。

それでは、第43号議案参考資料を御覧ください。

製造請負契約概要でございます。

業務名、府中町歴史民俗資料館展示製作業務でございます。

業務場所は、府中町本町二丁目15番1号ほかということでございます。

契約方法は、一般競争入札でございます。

契約金額は、1億5,400万円。契約の相手方は、大阪府大阪市北区大深町3番1号 株式会社丹青社関西支店でございます。

仮契約日は令和2年6月5日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から令和4年1月31日までとさせていただきます。

それでは、業務の概要について御説明をさせていただきます。

次のページのA3の第43号議案参考資料を御覧ください。

本業務は、現在の府中町歴史民俗資料館を公民館との複合施設として移転リニューアルを行うものでございます。

資料の左側を御覧ください。

薄紫色の部分が、展示製作の業務範囲でございます。

令和元年度に策定いたしました府中町歴史民俗資料館展示設計に基づき、2階及び3階のフロアに移転するものでございます。

次に、展示の概要について御説明いたします。

利用者の動線といたしましては、どちらのフロアからの閲覧でも可能な展示配置としております。

資料右側上段、3階平面図を御覧ください。

3階では、A. 府中町のすがた、B. 府中町の自然において、町内に残る自然や文化財などを知っていただき、これらを通し、C. 府中町のあゆみにて府中の歴史、文化などに触れていただきたいと考えております。また、展示においても誰もが興味を持ち、楽しみながら学べる体験型の展示を考えております。

続いて、資料右側下の段の2階平面図を御覧ください。

2階には、常設展示とギャラリー、展示コーナーを配置しております。

テーマ展示の行えるE. ギャラリーを入り口部に配置して、資料館や公民館などの展示会を開催できるなど複合施設ならではの機能を生かした施設利用を可能といたしております。

複合施設ならではの両施設利用者の交流促進を図りつつ、対面のF. 展示コーナーにおいて利用者へ府中町の最新の情報発信が効果的に行えるように考えております。常設展示では、D. 府中町の暮らしと文化といたしまして、稲作を中心とした暮らしの展示、小学校教科書で学習する近現代の暮らしの道具展示、神武東遷神話の紹介を含む郷土のまつりや信仰展示を紹介することで、3階の常設展示とは違う視点でのより身近な郷土や歴史について興味を持っていただけるような考慮をしております。また、2階の階段室の踊り場にて府中町の民話なども紹介し、学習意欲の中断がないよ

う配慮しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

山口議員。

○6番（山口晃司君） 6番、山口でございます。

歴史民俗資料館については、これまでも何度か言わせていただいております。3月に予算で通ったばかりではありますが、そこからの3か月間でやはり経済や雇用も悪化しましたし、財政見通しも不透明さが増してきているところだと思います。そういった中で歴史民俗資料館に1億5,400万円もかけるのではなく規模を縮小するか、一旦落ち着くまで事業に取りかかることを待つ、こういったことはできないのでしょうか。

○議長（中村武弘君） 教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

6番、山口議員の御質問ですが、1億5,400万もかけて現在の状況の中で規模を縮小したり、あるいは事業を取りかかるのを待つことはできないかという御質問かと思えます。

歴史民俗資料館は、過去の貴重な資料を先人の文化遺産として大切に保存するとともに後世の人々に伝えていく施設として、また、まちの歩みを子どもたちが学習する場、そして府中町の歴史を町内外に発信していく重要な施設と考えております。そのため、このたびの歴史民俗資料館移転リニューアル事業につきましては、これまでも議員の皆様には適宜全員協議会で説明し理解をいただきながら進めてきております。現在、新型コロナ禍でございますが、府中公民館との複合施設ということもあり、生涯学習の拠点として計画どおり、令和4年度開館に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

山口議員。

○6番（山口晃司君） 反対討論いいですか。

○議長（中村武弘君） 失礼。反対討論。

○6番（山口晃司君） 6番、山口でございます。反対の立場で討論いたします。

3月に予算委員長として、この予算を審議していただいた側であり、仕事の流れからとしても、ここで反対するのは正解ではないことは重々承知しておりますが、3月からの3か月間でも経済状況などが激変しており、そういった変化の中での反対ということで御理解ください。

反対の理由ですが、3点ございます。

1点目は、財政見通しが不透明で、来年度以降の住民福祉の向上に使える予算の確保が町民に対して約束できるのだろうかということです。例えば道路を直してください、予算がありません。草を刈ってください、予算がありません。溝や水路の泥を取ってや、予算がありません。公共施設のこれが壊れたけ直してや、予算がありません。このようになるかもしれません。また、町民からの期待が大きいいきいきポイント制度もかかる費用を考えたら、すんなりスタートを切れるかどうか分かりません。独自のコロナ対策に係る費用がかかってくるかもしれない中、歴史民俗資料館のリニューアルに1億5,400万円を使っておきながら、住民要望に最低限応えることができないという事態が起こったときに許してもらえるのだろうかというところがあります。

2点目は、歴史民俗資料館の展示物が、直接住民福祉の増進につながるものではないということです。多くの方の集いの場になるいざというときの避難所になる府中公民館本体や、子育て世代から高齢者の方まで広いスペースで遊んだり、体操できたりする揚倉山の人工芝グラウンドのように住民福祉の向上に直接結びつくものには反対はいたしません。しかし、歴史民俗資料館の展示物については、そういったものではなく、一旦最低限の展示スペースにしておいて、景気が安定してから再度リニューアルしてもいいくらい、今の時期に急がないといけないというものではないため、ということであります。

3点目は、町内業者に一銭も落ちない事業であるということです。コロナの影響で様々な町内事業者が苦しんでいます。県や国の給付金で一息つけたところはよいのですが、公共事業が主な仕事となる土木やローンを組むことをちゅうちょする方が増えることにより建築も今後どうなっているか想像が付きません。しかしながら、府

中町が災害で苦しんでいたとき、仕事そっちのけで人や重機を回してくれたのは町内業者でした。町内業者の体力が、コロナの影響で削られていって、もし災害が起こったとき、人や重機を回してくれるだけの余裕がなくなっていたら、府中町民はどうなるのでしょうか。そのようなことを考えますと、今の時期に町内業者に一銭も落ちない、町民福祉に直接つながらない公共事業に1億5,400万円をかけるのであれば、下水道や道路整備、しゅんせつや草刈り、施設整備や修繕など、仕事を前倒しにしたり、つくってでも町内業者とその雇用を守るために1億5,400万は使うべきだと思います。

以上の3点の理由により、反対とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村武弘君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案賛成の方おられますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） よろしいですかね。

以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員15名、採決に加わる者14名です。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村武弘君） 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第22、第44号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第44号議案 令和2年6月26日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条

例第25号)第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく条例で定める財産の取得をするためでございます。

補足説明は、消防長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

消防長。

○消防長（脇本哲也君） 消防長です。

第44号議案、財産の取得について、補足説明いたします。

第44号議案参考資料を御覧ください。

1、契約の概要でございます。

財産の表示は、広報調査車1台です。

契約の方法は、指名競争入札で、入札の執行記録につきましては、裏面に記載しております。

購入金額は、797万5,000円。本年5月26日に仮契約を締結しており、納入期限につきましては令和3年3月31日としております。

契約の相手方は、広島市南区宇品神田五丁目23番20号 株式会社クマヒラセキュリティです。

2の取得財産の明細及び3の車体本体についてです。車種は、貨物自動車のバンタイプの車両で、赤色点滅灯や無線機などの特殊艗装を施し、災害時には、資機材及び人員を緊急走行にて現場へ搬送することが可能です。また、通常業務として、防火教室等の広報活動や各種調査活動のほか、指揮車の代替車両としての使用等、多目的に使用可能な車両です。

現在の車両は、平成10年に購入し、21年以上が経過しており、経年劣化が進んだことから、更新整備するものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

木田議員。

○ 2 番（木田圭司君） 2 番です。

買うことに反対ではないんですけど、私の個人的な感想でやけに高いなという感じを受けております。車種名と排気量と 2 のところでいろいろあるんですけど、大した金額になるようなもんが、ぱっと見た感じ私には分かんないんで、何か主立ったこれが 1 0 0 万円かかるんだとか、多分これよく見えにくいんですけど、仮に車両が 3 0 0 万かったとしても倍以上の金額になっとるんだろうと思うんで、ちょっと今のお答えをお願いします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（木原康太君） 警防課長でございます。

先ほどの御質問について御答弁させていただきます。

購入に当たりまして積載品の一部を削除をしたりしまして、入札の結果が予定価格を下回っておりますので、あくまで参考ということで御了承いただければと思います。

予算要求の資料として業者から受領した見積りでは、本体、車両本体価格は 2 6 8 万円、赤色灯、サイレン、車両の文字入れ等の艤装費、これが 3 0 1 万円、無線の移設費、これが 8 2 万円、これはデジタル無線の導入により、平成 2 8 年に現在の車両につけられている無線をそのまま移設するという形になります。続いて、カラーコーン、地図、指揮機、トランシーバー、消火器等ですね、積載品、装備品が 1 1 0 万円、これに保険料と納入費用、消費税が加算されます。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 木田議員。

○ 2 番（木田圭司君） 2 番です。

車種と排気量が漏れてると思います。いうことは、あれですか。車両本体、まあ定価で買う人、多分いないと思うんですけど、2 6 8 万円の車に四百数十万の架装がついとると。赤色灯の関係が一番大きくて 3 0 1 万円ですかね。これ何するもんなんですか。もう少しちょっと詳しく教えてください。

○議長（中村武弘君） 警防課長。

○警防課長（木原康太君） 警防課長でございます。

先ほどの艤装費、ちょっと詳しく御説明させていただきます。

まず赤色回転灯、これが 4 5 万円、あとリアハッチの赤色点滅灯、これが 1 2 万円、

あとサイレンが13万円、あと上部にルーフデッキを取り付けるんですけども、これが40万円、等々という形になっております。高額なものは以上でございます。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 消防長。

○消防長（脇本哲也君） 消防長です。

補足して説明させてください。

ベースの車両につきましては、トヨタライトエースでございます。排気量は1500cc、以上です。

○議長（中村武弘君） 木田議員。

○2番（木田圭司君） ということは、これ通常の配達なんかで使う商用バンですよ。

一般的などというんですかね、ハイエースワゴンとかと、ああいうのとは違って、マツダないんですか、こんなん。マツダないんですか。

（「作ってない」と呼ぶ者あり）

○2番（木田圭司君） 作ってないんですか。ああ、そうなんですか。なんか似たようなもんあるんじゃないんですか。できればなるべくマツダでいけるならマツダを使ってほしいですし、こういう時期なんで特に。これちょっと時期が大分ずれるのかもしれないんですけど。さっきの内容じゃ、その車にこんだけのものをかけてする、見積り取るとこうなんですけど、ちょっと僕は詳細分からないんですけど、イメージとしてすごく高いなという気がして、特殊な車なんで言い値になるんだろうと思うんですけど、多分自分でやればこんな値段には絶対ならないはずで、何かね、これすごい高いのおと。1500ccの商用バンですよ。それが800万ぐらいになるわけですから、ちょっとこれはしようがないにしても今後ですね、やっぱりちょっとその辺よく考えていただいて、できれば分かりやすい細かい説明をしていただけたらというふうに要望させてもらってきます。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は6月29日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。散会。

（散会 午後2時46分）